# 「釜ヶ崎越冬闘争実行委員会・釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会」 との協議等議事録(要旨)

福祉局

- 1 日 時 令和6年7月31日(水) 10時~12時
- 2 場 所 大阪市役所 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 「釜ヶ崎越冬闘争実行委員会・釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を 目指す連絡会」
- 4 協議等の趣旨 要望書(釜ヶ崎就労・生活保障制度に関する要望)
  - 5 出 席 者 (団体側)

代表者 他28名

(本 市)

西成区 6名、 市民局 2名、 福祉局 4名

計 12 人

## 6 議 事

(1) 新労働施設建設にあたり、野宿をせざるを得ない労働者たちが居場所・寝場所を失わない丁寧な支援策について。(項目番号1.)

#### 団体要望概要

- ・どのくらいの頻度で巡回しているのか。
- ・今どのくらいの人数がいるのか。
- ・裁判の判決が出る前と後では、野宿されている方の考え方が変わってきていると思うが、どのように考え方が変わってきているか教えてほしい。
- ・判決が出る前の段階では、野宿生活者への支援に向けた予算をつけると言っていたが、 効果があるのか。
- ・回答に「希望する支援等を聞き取り」とあるが、希望する支援とはどのようなものか。
- ・センター周りの野宿者は生活保護と地域移行支援事業の違いも分からないはず。釜ヶ崎の野宿生活者の傾向は単身であることと孤独であること。その事業の違いもきちんと説明した上で支援に結び付けるべき。(意見のみ)

## 本市説明概要

・大阪市福祉局で月2回。また、国と大阪府と連携して月2回実施しているため、トー

タル月4回実施している。また、これとは別で西成区も巡回を行っており、各々とは連携して実施しているところである。

- ・把握している方で20名弱いる。また、バスの中にも数名おられ、最近来られた方のうち3~4名は支援につながった。
- ・今年度、判決が出て以降、巡回の頻度も増やし対応している中で、以前は判決がでて から考えると言われていた方が、今後について少しではあるがコミュニケーションが とれるようになってきているものの、依然、全く会話ができない方も3~4名おられる。
- ・簡易宿所の確保にかかる予算を計上確保している。執行当日までに、本市のあいりんシェルターや生活ケアセンターなどの支援につなげることを目標に声掛けを行っているが、現実的に支援につなぐことができない方を対象とした簡易宿所の確保に向けて現在調整しているところである。また、個別支援として実施している地域移行支援事業も活用していきたいと考えている。
- ・希望する支援が何かおっしゃってもらえていないのが現状。支援を行うにあたっては、 その方々がどのような支援を求めているのかが重要だと考えている。
- (2) 住宅扶助の単体給付について(項目2①)

#### 団体要望概要

- ・野宿の脱却のためには、住宅の扶助の単体給付が有効である。制度を改めてほしい。 (意見のみ)
- (3) ホームレス地域移行支援事業が旧労働センター周辺野宿者の野宿からの脱出にどう貢献できるのか。(項目番号2.②)

## 団体要望概要

- ・簡易宿所の借り上げは考えているのか。強制執行までの間において、簡易宿所の借上 げはするのか。
- ・仮に簡易宿所につなげた後は、今ある施策にしかつなげていかないということか。
- ・地域移行支援事業で確保しているアパート 25 室はセンター周りの野宿対策用に空けているのか。執行当日、アパートに入居したい方がいた場合は入居できるのか。
- ・地域移行支援事業についてビラを配布するなど周知をしてほしい(意見のみ)

#### 本市説明概要

- ・基本的には執行当日以降の借上げについて調整しているところ。本市としては福祉的 な支援につなげるための相談期間として、2週間程度の期間で検討している。
- ・本人さんからお話を聞かせてもらいながら希望を聞き取っていきたい。お身体が悪い方、高齢・障がいの支援につなげるべき方等、どのような支援が必要なのかを聞き取りさせていただいた上で支援につなげていきたい。また、簡易宿所に入られた方は福祉局職員が出向いて今後の支援について聞き取りをさせていただく。
- ・居室については、現状 25 室のうち 21 室は入居済みとなっている。また、シェルター 用、市内ホームレス用、センター周り用等、そのような区分分けはしていない。一方、 センター周りの方全員が地域移行支援事業を望まれるわけではないと考えている。

(4) 土日祝祭日、平日の行政窓口が対応できない時間帯に、何時でも緊急宿泊、あるいは待機できる場所を地域内に確保すること(項目番号3.)

#### 団体要望概要

・土日祝日など行政窓口が閉庁している時に、生活困窮者に対応できる宿泊場所を行政 が確保すべきだ。

## 本市説明概要

- ・各区に生活困窮者の相談窓口を設置しており、早期に支援することにより、生活が困 窮された状態からの早期自立を支援している。生活に困っている方は、前々から生活 に困られているため、行政が開庁している時間帯に相談しに来ていただけるよう広 報・周知活動により取り組んでまいりたい。
- (5) 旧あいりん総合センター北側エリアで建設が検討されている福利・にぎわい施設について (項目4.①②③)

## 団体要望概要

- ・福利・にぎわい施設の内容は決まっているのか。
- ・「福利」が前面に出ており、「福祉」が脇に追いやられているのではないか。どういう 福祉的な施策を進めていくかが見えてこないので示してほしい。
- ・ワーキンググループで議論した結果、必要だとされた施設が本当にできるのか。
- ・旧あいりん総合センターの建て替えでは、「ここに行ったら安心」と思えるような福祉の窓口をつくってほしい。

## 本市説明概要

- ・ワンストップ相談窓口としてどのような機能が必要かについては、「ワンストップ相 談窓口等ワーキンググループ」の場で議論していただいているところである。今後、 福利・にぎわい検討会議や労働施設検討会議でも検討いただく予定。
- ・「福利」という言葉は「福祉」と対立するものではなく、福祉も含む趣旨で使用している。
- ・新しい施設の形については行政側が一方的に提案を示すものではなく、ボトムアップ 形式の議論にて進めていただいているところである。議論いただいた結果、望ましい とされた形について、コスト等の現実的な判断が必要となる場面はあり得る。
- ・今後もワーキンググループ等を通じて、地域の方の意見を丁寧に汲み上げていく。
- (6) 西成区保健福祉センター分館について(項目4.3)

## 団体要望概要

・西成区保健福祉センター分館は古い建物で、階段しかなく不便である。それについて どう考えているのか。

### 本市説明概要

・現時点では工事の予定はないが、車いすの方が来られた場合などは1階で相談を受け 付けるなどの対応をしている。 (7) 西成市民館のような「福祉施設」を放置せずバリアフリーとし、地域の実情に沿った施設を設置せよ(項目番号4.③)

#### 団体要望概要

・耐震強度を満たして安全だということと、福祉施設としてどうだということは全く別問題。大阪市の施設でエレベーターも設置していない福祉施設を放置して、こんなことでいいのか。

## 本市説明概要

- ・西成市民館についても現状、エレベーターの設置がない中でご利用いただいており、 利用者アンケートにおいても不便だというお声が1割程度おられる。エレベーターの 設置は建物の構造上建物内に設置はできないが、西成区のまちづくり会議の中で議論 されているので引き続き検討はしてまいりたい。
- (8) 特別清掃事業以外に高齢者が従事できる仕事の確保に対する具体的な指針や方策について(項目番号6.③)

#### 団体要望概要

・高齢者でも働ける仕事を大阪市として求人を作るよう要望しているが、具体的な方策 を示せ。

## 本市説明概要

・府、市が中心となってホームレス就業支援センター運営協議会を運営しているところ。その中で職場体験講習を通じて就業に対する不安の解消、就業意欲の助長を図ってきており、職場体験講習を受講された方には奨励金の支給も行ってきている。

釜ヶ崎の労働者、ホームレスの方に対して就業支援センターでは各関係機関が構成委員として入っているため、引き続き連携を図ってまいりたい。

(9) 特別清掃事業の大幅な拡充について(項目番号6.⑤)

#### 団体要望概要

- ・特別清掃事業のような社会的就労制度で補いきれない部分を埋めるため、大阪市・大阪府とも協力してあいりん労働福祉センターなどで民間労働市場に任せきりでない、 高齢日雇い労働者向けの仕事の紹介を行い、憲法で保障された『働く権利』をぜひとも守るべきだ。
- ・一般的な就労ではなく、特別清掃事業のような一般企業等では働けない高齢者達でも 働ける場所をもっと確保してほしい、そのような求人を我々にもっと提供してほしい という要望である。我々の問題意識を理解してほしい。(意見のみ)

## 本市説明概要

・働く意欲がありながら、働けずに悩んでいる方の就職・就労を支援するために、市内 4か所において「しごと情報ひろば」、浪速区において「地域就労支援センター」を 設け、職業相談・職業紹介・各種セミナー・合同企業説明会等を行っている。

また、就職・就労に向けたマッチングに取り組むだけでなく、新たな雇用需要を発掘 するために、求人開拓にも取り組んでいる。 なお、労働相談等に関わる窓口は大阪府において設けられており、市民からのお問合 せについては、大阪府が設置している窓口をご利用していただいている。